

この亀の飼い主は、いらっしゃいませんか？

4月下旬に団地内の10街区、11街区辺りを歩いていた亀が保護されています。

お心当たりの方は、下記へお問い合わせください。

（およその大きさは、甲羅の長さが20センチ以上あります。）

5月下旬まで飼い主が見つからない場合は、警察へ届けます。その場合は、落とし物の扱いになります。



問合せ先／入間台自治会

渡辺 （自治会長）

高橋 （事務局長）